

6月定例会で可決された意見書

ゆとりある教育を実現するための教育予算増額と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を目的として法制化され、財政的な保障をするための根幹となる制度として、我が国の義務教育の推進と充実に多大な貢献をしてきた。

しかしながら、昭和59年に当時の大蔵省は「臨時行政調査会」さらに「行財政改革」のもと本制度の見直しを進め、学校事務職員・栄養職員の人件費を適用除外とする方針を打ち出した。

以来、国の財政再建や教育行政の地方分権化を理由に、義務教育教材費・旅費・共済費・退職手当等が相次いで国庫負担の対象から外され、さらに、「骨太方針2004」では、事務職員が適用除外されることも予想される。

これらは、義務教育制度の根本を揺るがすもので、地方自治体の財政は一層圧迫され、義務教育の円滑な推進に重大な支障を来すことから、決して容認できるものではない。

よって、国においては、学校事務職員・栄養職員給与費を国庫負担制度から除外することなく、ゆとりある教育を実現するための教育予算の増額と義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育機会均等の確保並びに教育水準の維持・向上を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月18日

綾瀬市議会議長 中村清法

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
文部科学大臣 財務大臣 総務大臣 あて

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

一般廃棄物の容器包装リサイクルを行うため、平成9年4月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)が施行され、リサイクル率は上がったが、使い捨て型ワンウェイ容器の大量生産・大量使用の構造は見直されておらず、排出抑制に結びついていない。その一方で、地方自治体には、容器包装廃棄物の分別収集が義務づけられ、リサイクルに積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫している。また、これらの費用を税金で負担する構造では、生産者にごみ減量に取り組む意欲が働かず、容器選択権のある生産者の責任を明確にしない限り、大量リサイクルに際限なく税金を使い続けることになる。

容器包装リサイクル法は、ごみの発生を抑制する(リデュース)、何度も同じ容器を再利用する(リユース)、資源化して再使用する(リサイクル)の優先順位を基本に、これらを推進する様々な経済的手法や規制的手法を盛り込む視点で見直すことが不可欠である。

よって、国においては、循環型社会の形成を推進するため容器包装リサイクル法の見直しをされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月18日

綾瀬市議会議長 中村清法

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 環境大臣 あて

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているが、地域経済には未だ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっている。

しかしながら、平成16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化方策のみを優先したものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾である。

特に、平成16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来している。

このような中、過日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定されたところであるが、地方の実情等を十分勘案し、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要である。

よって、国においては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、次の事項についてその実現を強く要望する。

- 1 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。
特に、地方交付税総額は、平成15年度以前の水準以上を確保すること。
 - 2 税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。
 - 3 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。
 - 4 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生じることがないように対処すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月18日

綾瀬市議会議長 中村清法

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
経済財政政策担当大臣 総務大臣 財務大臣 経済産業大臣
文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 あて

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国等の事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいい、市民の皆さんからの要望や意見を国政や県政に反映させるために、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。

『意見書』とは

次号は、11月15日の新聞(朝刊)に折り込みます。

各委員会などの構成一覧

◎委員長 ○副委員長

区分	定数	氏名
議会運営委員会	10	◎石井 茂 ○松本 春男 中野 昌幸 増田淳一郎 清水 勝利 矢部とよ子 山田 晴義 山岸 篤郎 篠崎 徳治
総務常任委員会	8	◎出口けい子 ○中野 昌幸 松澤 堅二 石井 茂 近藤 秀二 内藤 寛 吉川 重夫 近藤 洋
教育福祉常任委員会	8	◎網嶋 洋一 ○青柳 慎 渡部 市代 佐竹 百里 矢部とよ子 上田 祐子 山田 晴義 中村 清法
経済建設常任委員会	8	◎安藤多恵子 ○山岸 篤郎 増田淳一郎 清水 勝利 石井麒麟 松本 春男 篠崎 徳治

基地対策特別委員会	10	◎近藤 秀二 ○松澤 堅二 中野 昌幸 青柳 慎 網嶋 洋一 佐竹 百里 松本 春男 山岸 篤郎 吉川 重夫 近藤 洋
議会報編集委員会	8	◎渡部 市代 ○増田淳一郎 中野 昌幸 青柳 慎 網嶋 洋一 出口けい子 上田 祐子 近藤 秀二
農業委員会委員	2	石井麒麟 吉川 重夫
高座清掃施設組合議会議員	5	青柳 慎 矢部とよ子 上田 祐子 篠崎 徳治 中村 清法
広域大和斎場組合議会議員	3	渡部 市代 山田 晴義 中村 清法